

真岡市消費生活センターだより No.43

消費生活相談窓口

場所：真岡市役所2階

☎ 0285-84-7830

月～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

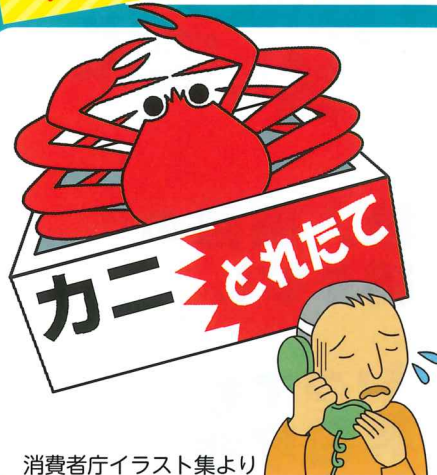
休日は消費者ホットライン

☎ 188（局番なし）へ

消費生活センターでは、消費者（市民の方）が商品購入などにおいて、事業者と契約トラブルにあった場合に、消費者が自ら解決するために助言や情報提供を行っています。相談内容によっては、適切な専門相談窓口などを紹介しています。なお、個人間トラブル、事業者や個人事業主からの事業に関わる相談などはお受けしていません。

その話は
本当なの？

不意打ちでやってくる業者の だまし文句を知って被害を防ごう



海産物の電話勧誘 不要なら「いりません」ときっぱり断る

以前買ってくれた人に
電話している
収入が減って困っている

代金引換に注意

対策ポイント

断ったのに商品が届いたら

- ①代金引換配達には支払わない
- ②送り状の事業者名・住所・電話番号をメモし荷物は受取拒否する
- ③クーリング・オフ通知を送る



消費者庁イラスト集より

「不用品を買い取る」決して家には入れない

不用品を貧しい国に送る
洋服・着物・食器…
何でも引き取る

指輪・ネックレスを出せ
たんすの中を見てこい！

対策ポイント

電話で勧誘されても訪問を
承諾しない

玄関を開けずドア越しに断る

断っても家に居座られたら
警察に連絡する



消費者庁イラスト集より

屋根の点検 突然来た業者に点検させない

近所で工事をしている
あいさつに来ました
瓦が浮いているので
点検しますよ

分電盤の点検も注意！

対策ポイント

その場で契約しない

複数社から見積りを取り
比較検討する

保険金を使えばタダで修理が
できると言われたら要注意！

訪問販売・訪問購入・電話勧誘販売は
契約書面受領日から8日以内にクーリング・オフ！

安価なインターネット等の広告を見て自分から依頼した際は、クーリング・オフできない場合があるため慎重に！